## 高齢者が消費者被害に遭わない社会を目指して

消費生活センターに寄せられる相談の30%以上が高齢者からの相談です。消費者被害を防止するには「見守り」が大切!そのとおりですが、見守りの際にどこに気を付けていますか?

騙しの手口は日進月歩。手口を知るだけでは対応しきれません。一方、騙される側の基本的なメカニズムはいつでも一緒!そこで、心理学から騙されるメカニズムを解き明かします。

高齢者が消費者被害に遭わない社会の在り方を一緒に考えましょう。

とき 2025年(令和7年) 1月25日(土)

入場無料

事前申込不要

14時~ 17時

(開場 13 時 30 分)

場所 長崎県勤労福祉会館講堂

(長崎市桜町 9-6)



第1部

基調報告:「消費者白書から見る

高齢者の消費者被害の実態」

基調講演:

「だまされないための心理学」

**議師 有賀 敦紀 教授(中央大学)** 

第2部

パネルディスカッション

パネリスト

有賀 敦紀 教授 (中央大学)

谷口 純一 弁護士(宮崎県弁護士会)

里 跌子 氐 (消費生活相談員)

今井 一成 弁護士(長崎県弁護士会)

コーディネーター

伊藤 岳 弁護士(長崎県弁護士会)

主催:長崎県弁護士会 共催:日本弁護士連合会(予定)/ 九州弁護士会連合会

問い合わせ: 長崎県弁護士会 Nagasaki Bar Association

電話095-824-3903